

議 事 録

会議名 第48回広島市中央卸売市場開設運営協議会	
日 時 平成20年11月 5日(水) (自)午後1時30分 (至)午後3時00分	
開催場所 広島市西区草津港一丁目8番1号 広島市中央卸売市場中央市場 3階第3会議室	
公開・非公開の別 公開	
出席者 委員(50音順) 20名中17名 飯山委員、出田委員、井野口委員、恵木本委員、奥江委員、奥村委員、金井委員、川本委員、住田委員、西岡委員、西村委員、藤本委員、望月委員、矢田委員、矢野委員、山本委員、和田委員 開設者 8名 経済局長、中央卸売市場長、食肉市場担当部長、東部市場長、中央市場市場総括担当課長、中央市場市場整備担当課長、中央市場業務担当課長、東部市場次長 傍聴者 2名	
議 題：(1)正・副会長の選出について (2)委託手数料の弾力化等に係る広島市中央卸売市場業務条例等の一部改正について (3)その他	
司会 (香川市場総括 担当課長)	<p>ただ今から、第48回広島市中央卸売市場開設運営協議会を開会致します。委員の皆様にはご多忙中のところご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。私は中央市場市場総括担当課長の香川でございます。今回は委員の改選後、初めての会議でございますので、仮議長が選出されるまで、私が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>開設運営協議会の委員総数は20名です。</p> <p>出席委員は、後ほど遅れて来られる委員を除き現在16名で、過半数を超えておりますので、会議は成立しております。</p> <p>本日の協議会は、第17期の委員としてご就任いただきまして、初めての会合でございますので、委員の皆様方のご紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、最初に学識経験者の選任分野で、生産者を代表される委員さんでございます。</p> <p>西岡委員さんでございます。</p> <p>山本委員さんでございます。</p> <p>続きまして、流通関係の委員さんでございます。</p> <p>矢野委員さんでございます。</p> <p>飯山委員さんでございます。</p> <p>次に、消費者の代表の委員さんでございます。</p> <p>矢田委員さんでございます。</p> <p>吉岡委員さんは、本日御欠席でございます。</p> <p>次に、卸売業者の委員さんでございます。</p> <p>中央市場には3つの部門がございます。</p>

<p>開設者 (重藤経済局長)</p>	<p>青果部から、西村委員さんでございます。</p> <p>水産物部から、井野口委員さんでございます。</p> <p>花き部から、和田委員さんでございます。</p> <p>東部市場の青果部から、奥村委員さんでございます。</p> <p>食肉市場の福原委員さんは、本日ご欠席でございます。</p> <p>次に、仲卸業者の委員さんでございます。</p> <p>中央市場の水産物部から、望月委員さんでございます。</p> <p>花き部から、出田委員さんでございます。</p> <p>東部市場から、住田委員さんでございます。</p> <p>食肉市場から、仲卸業者と売買参加者の代表として、奥江委員さんでございます。</p> <p>中央市場の青果部の大上委員さんは、本日ご欠席でございます。</p> <p>次に、売買参加者の委員さんでございます。</p> <p>中央市場の青果部から、川本委員さんでございます。</p> <p>水産物部から、藤本委員さんでございます。</p> <p>東部市場から、金井委員さんでございます。</p> <p>中央市場花き部の恵木本委員さんは少し遅れて到着の予定でございます。</p> <p>以上で、委員さんのご紹介を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、本日出席しております開設者側の紹介をさせていただきます。</p> <p>重藤 経済局長でございます。</p> <p>石津 中央卸売市場長でございます。</p> <p>築道 食肉市場担当部長でございます。</p> <p>平田 東部市場長でございます。</p> <p>後列にまいりまして</p> <p>吉田 中央市場 市場整備担当課長でございます。</p> <p>中原 中央市場 業務担当課長でございます。</p> <p>高山 東部市場 次長でございます。</p> <p>以上、開設者側の紹介を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、会議次第によりまして、最初に開設者から、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本来でしたら市長が参りましてごあいさつすべきところでございますが、所用で失礼をさせていただいております。あいさつを預かっておりますので代読致します。</p> <p>第48回広島市中央卸売市場開設運営協議会が開催されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、ご多忙の中、ご出席下さいまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから本市行政の推進、とりわけ中央卸売市場の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。また、この度は、当協議会の委員への御就任をお願い致しましたところ、快くご承諾下さり、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、ご承知のとおり、近年、卸売市場を取り巻く環境変化は目まぐるしく、平成</p>
-------------------------	---

	<p>16年の卸売市場法の改正により大幅な規制緩和が進んでいます。特に、全国一律で取り扱われてきた委託手数料が、5年の経過措置期間を経て、いよいよ来年4月1日から弾力化されます。この制度の変更は、これからの中央卸売市場の在り方を考えていく上で、非常に大きな意味、影響を持っていると考えています。</p> <p>このことから、今日まで、市場関係者の皆様と意見の交換及び調整を行うと共に国、他都市の開設者とも情報交換、意見交換を行ってまいりました。その結果広島市としての条例改正に向けた基本的な考え方、内容が整理できましたので、本日、ご説明申し上げます。</p> <p>本日の協議会の議事につきましては、「委託手数料の弾力化等に係る広島市中央卸売市場業務条例等の一部改正について」でございますが、資料はお手元にお配りしてあるとおりでございます。ご審議の程宜しくお願い致します。</p> <p>終わりに、皆様の今後益々のご健勝とご活躍を心から祈念致しますと共に、市政に対しまして、なお、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。</p> <p>平成20年(2008年)11月5日</p> <p style="text-align: right;">広島市長 秋葉 忠利</p> <p>代読でございます。</p>
<p>司会 (香川市場総括 担当課長)</p>	<p>次に、仮議長の選出でございます。</p> <p>会長が決まるまでの間、この会の運営をしていただきます仮議長さんとして、卸売業者の最年長委員さんをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議もないようでございますので、その様にさせていただきます。</p> <p>卸売業者の最年長委員さんは、西村委員さんでございますので、西村委員さんに仮議長をお願い致します。</p> <p>西村委員さん、よろしくお願い致します。</p>
<p>仮議長 (西村委員)</p>	<p>先ほどご紹介いただきました青果部卸売業者の西村でございます。最年長委員ということですので、会長が選出されますまでの間、仮議長を務めさせていただきます。ご協力の程、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、最初の議事でありまして、会長の選出についてお諮り致します。</p> <p>当協議会の会長、副会長は規定により、委員の互選となっておりますが、互選の方法はいかが致しましょうか。</p> <p>(委員より「例年通り、卸売業者の委員さんをお願いしてはいかがでしょう。」「それがいいと思います。」との声)</p> <p>ただいま、「卸売業者の委員さんから」とのお声がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声。拍手)</p> <p>東部、食肉の委員さんもよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」との声)</p>

井野口委員	<p>それでは「異議なし」とのお声でございますので、卸売業者の委員の中から選出させていただきますと思います。</p> <p>卸の委員さん、選出方法で何かご意見がございますか。</p> <p>経験の深い西村委員に会長をお願いしたいと思います。皆様も賛成していただけますでしょうか？</p> <p>（「よろしく願います。」と一同拍手）</p>
西村会長	<p>ただ今、皆様よりご推薦をいただきましたので、失礼ながら私が会長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、就任にあたりまして、一言皆様にごあいさつを申し上げます。</p> <p>皆様もご承知のように、この開設運営協議会は市長の諮問を受け、中央卸売市場の施設整備並びに業務運営、売買取引に関することについて調査・審議する機関で、これまでも中央卸売市場の効率的な運営と活性化に向けて、諸先輩方がご尽力されてこられました。</p> <p>近年、中央卸売市場を取り巻く環境は大きく様変わりし、規制緩和の流れの中、平成16年に卸売市場法が改正され、これまで全国一律であった委託手数料が、来年4月1日からは弾力化が実施されます。</p> <p>本日は、この委託手数料の弾力化に関する条例改正案の諮問もでございます。これからの広島市中央卸売市場が、生産者と消費者の皆様により信頼される市場となるためにも、委員の皆様から、それぞれの立場でのご意見を賜りながら、この協議会を運営していくことが最も重要と考えておりますので、皆様のご協力をよろしく願い申し上げます。</p> <p>それでは、引き続き、私が議長を務めさせていただきます。</p> <p>次の議事に入ります。</p> <p>副会長の選出についてお諮り致します。</p> <p>副会長につきましては、規定により2名置くことになっており、その選出に当たりますのは、やはり委員の互選によることとなっております。互選の方法は、いかがいたしましょうか。</p> <p>（委員より「会長に一任します。」との声）</p> <p>「会長に一任」とのお声でございますので、それでよろしいでしょうか。</p> <p>（委員より「はい」との声）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、私からご指名申し上げます。</p> <p>これまで、生産者団体の代表の委員から1名、消費者の代表の委員から1名となっているようでございます。今回も引き続き、生産者団体の委員から西岡委員さんに、消費者代表の委員から矢田委員さんをお願いしたいと思います。</p> <p>西岡委員さん、矢田委員さん、副会長をよろしく願い致します。それでは、お二方、副会長の席の方へお願い致します。</p>

	<p>ここで、お二方から一言ごあいさつをいただくところですが、その前に皆様にお語りしたいことがございます。本日、中国新聞社の記者の方が、この協議会を傍聴したいとのことでお見えになっておりますが、この会議中写真撮影を許可していただきたいと申し出を受けております。皆様、写真撮影の許可をしてもよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」との声）</p> <p>異議なしとのことですので、写真撮影の許可を致します。</p> <p>それでは、西岡副会長、矢田副会長、一言ごあいさつをお願いします。</p>
西岡副会長	<p>大変急で思わぬことになりましたが、副会長という職を仰せつかりました全農広島 の西岡と申します。精一杯会長を補佐して、この協議会が所期の目標を達成できるよう頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。</p>
矢田副会長	<p>矢田と申します。このような役をお引き受けするのは相当気恥ずかしい思いがしますが、皆様にご指導いただきながら務めさせていただきたいと思っております。</p>
西村会長	<p>それでは、早速ではございますが、次の議事に入りたいと思っております。</p> <p>次の議事でありまして、「委託手数料の弾力化等に係る広島市中央卸売市場業務条例等の一部改正について」は、市長からの諮問事項となっております。このことについて開設者から説明をお願いします。</p>
開設者 (香川市場総括 担当課長)	<p>それではご説明致します。お手元に資料と肩に記されている「委託手数料の弾力化の概要について」と新旧対照表をつけております。新しい委員さんもおられますので、現行制度を簡単にご説明致しまして、広島市の考え方、それから新制度の内容の順にご説明致します。</p> <p>まず、現行制度でございますけど、現在は開設者が委託手数料を定めなくてはならないとなっております、下の表のように野菜につきましては 100 分の 8.5、いわゆる 8.5% として、果実が 7%、水産物が 5.5%、花が 9.5%、食肉が 3.5% ということで、条例で率を定めております。これは、ほぼ全国一律の率となっているのが現状でございます。</p> <p>それから、奨励金制度というのがありまして、出荷者や出荷団体に対して交付する奨励金を出荷奨励金、卸売業者が仲卸や売買参加者に対し買受代金の完納を促進するために交付する奨励金として完納奨励金、この 2 つが法及び条例で規定されているのですが、これについては市長の承認制ということで条例に定めております。</p> <p>資料の次のページを見ていただきまして、基本的には、国が卸売市場法に今まで規定しておりました率等について全く関与しないということになり、また、奨励金につきましても、承認制を取っても、あるいはどの様な形を取っても関与しないという方向になりましたので、広島市の考え方としては資料にもありますとおり、委託手数料につきましても、卸売業者の創意工夫を可能とし、機能、サービス等、取引実態に応じて自らの判断で自由に料率を設定できるよう事前届出制とし市場の活性化を図ると</p>

	<p>という理由で、条例上は市長への届出制という形を取ろうと考えております。</p> <p>奨励金につきましては、現状では出荷奨励金、完納奨励金とも大きな存在意義を有しておりますので、一定期間開設者の承認制を残すという形で条例改正をしていこうと考えております。</p> <p>具体的にどの様に条例改正するかと申しますと、新旧対照表を見ていただくのがいいのですが、これには法律用語などで分かり難いところもありますので、資料の方でまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。</p> <p>まず、委託手数料でございますが、卸売業者の事前届出制による手数料の設定という形にしております。これは、各卸売業者が委託手数料を設定し、事前にその内容を開設者に届け出るということで、条例には直接規定しませんが、広島市の場合、変更日の30日前までに届け出ていただく予定にしております。新制度に円滑な移行を行うため、平成21年4月1日現在において、広島市が現在定めている額と同じ額を設定する場合であっても、届出はさせていただきます。それから、委託者に対して不当に差別的な取扱い、あるいはその他不適切、例えば明らかに利益が見込めない低い手数料の額等の場合には変更を命ずることができる、条例で定めることとしております。なお、先程から委託手数料の額という言葉を使っておりますが、この「額」には法律的に「率」を含むとなっておりますので、今までの様に率でも良いし、一定額という手数料になりますと率ではございませんので、そういう選択肢もとれるということで、「額」という表現を使っております。また、その他の事項として、委託者に混乱を与えないよう、卸売業者は卸売場又は事務所等に掲示するよう義務付けております。</p> <p>次に、奨励金でございますが、出荷奨励金、完納奨励金につきましては、現行どおり承認制を一定期間継続することにしております。一定期間とは5年間ということで条例を改正する予定で、5年間は今までどおり承認制を続けるということでございます。</p> <p>あとは、4月1日からの新しい手数料については、事前に届け出てもらう必要があるため、条例施行前におきましても手続はできる等の規定を設けるようにしております。</p> <p>以上が、改正の内容になりますが、資料の最後のページに今後のスケジュールを記載しております。本日、開設運営協議会に諮問致しまして答申をいただき、12月の広島市議会に条例改正案を上程する予定にしております。議決を経まして、条例改正には農林水産大臣の認可が必要ですので、12月から1月にかけて認可申請を行い、30日前までには新しい手数料を届け出ていただくということで、2月末までには各卸売業者さんから新しい手数料を届け出ていただき、4月1日から条例施行というスケジュールを予定しております。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p> <p>ただいま開設者から説明のありましたことについて、皆様、何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>実際に手数料を決定する際に、何か基準というか、業界としての考え方はあるので</p>
西村会長	
山本委員	

西村会長	<p>しょうか。生産者としては、ちょっと心配なところもあるのですが。</p> <p>このことについて、卸、開設者からお願いします。</p>
<p>開設者 (香川市場総括 担当課長)</p>	<p>まず、全国的な動きについて、私どもからご説明致します。</p> <p>全国的な動きですが、東京都は今年1月に方針を示し、6月議会で条例を改正しております。基本的には、東京都の率を全国が参考にするというか、東京都の動きを注視している状況です。東京都は、一度届け出たものは3年間変更禁止としており、また、届出する場合は事前審査のため半年前までに届け出ることとしており、既に来年4月1日まで半年を切った今現在、特に率が変わるという情報は開設者の方も聞いておりません。現状では現行の率でスタートするものと思われ、東京都が現行のままであれば、おそらく全国の市場もそのままいくのではないかというのが、開設者の持っている現在の情報であります。</p> <p>あと、卸さんの方で何か情報を持っておられれば、お願い致します。</p>
西村会長	<p>井野口委員、卸の立場から今の山本委員の質問に対して何かございますか。</p>
井野口委員	<p>特に問題なくいくのではないかと思います。</p>
山本委員	<p>今の基準というか率でいく考えということですか。上げるとか下げるとかは無いのですか。</p>
井野口委員	<p>私も全水卸(全国中央市場水産卸協会)の会議に出席していますが、全国的に東京に倣おうという風潮になっているようです。</p>
西村会長	<p>私も卸の立場として話をさせていただきますと、料率が今のままなのか、上がるのか下がるのかということでしたが、我々は、水産、青果、花で、業者によって幾分温度差がございます。水産は、今、井野口委員がおっしゃったとおりでございますが、青果の関係、花きも一緒かと思いますが、例えば野菜の8.5%が本当に適正かどうかというのはいろいろ議論もあると思います。先程説明がありましたが、今度の条例改正によって規制緩和の中、今後はそれぞれの卸が行ったサービスに対する対価として、自由経済の中で自由度の高い料率を決めていくものとなります。現在は野菜8.5%、果実7%、花9.5%の手数料で東京も大阪も広島もやっておりますが、青果だけでなく花きもそうでしょうか、流通情勢が厳しい中、現状の手数料で経営するのが大変な時代に入っているのは事実です。青果関係で申しますと、全国94社のここ2、3年の利益率は、全国のアベレージが0.2とか0.3とかで、他企業と比べて非常に低い。それは業界の努力が足りないと言われればそれまでですが、今の8.5%や7%の手数料率を崩した場合、恐らく全国の中央卸売市場の3分の2以上の卸は赤字になるだろうという非常に厳しい現実がございますので、当面は今の青果の8.5%、7%、花きで言えば9.5%を維持して欲しいといった状況にあると思います。</p>

西岡副会長	<p>西岡副会長、野菜、果実の生産者として何かございませんか。</p> <p>二つ三つ質問と言うか、気になるというか、今のお話を聞きますと現状を維持される方向の様ですので特に問題は無いと思いますが、将来本当に自由になったとき、荷が十分に集まってくるのかという危惧があります。それと、一市場に卸が2社ないし3社ありますと、そこで差が付いてきた場合、量が一方に偏るという状況が想定されます。その場合に、例えば話し合いをしたら独占禁止法に絡むのかどうか分かりませんが、その辺の危惧はないのですか。そこが気になるのですが。</p>
西村会長	<p>それでは香川課長、今の西岡副会長のご質問についてお願いします。</p>
開設者 (香川市場総括 担当課長)	<p>公正取引委員会の方には、今回の委託手数料の弾力化に関して様々な質問は投げかけております。基本的には、率について話し合えばカルテルになり、それを話し合わなければ率についてのカルテルにはならないとなるのですが、具体的に事例を挙げ問い合わせても、公正取引委員会からは「各々の事例の内容によります。」との回答だけで、非常にグレーなところがあるのかなという気はしております。ただ、今後どうやって集荷を拡大していくか、また、今言われました一つの市場の中で格差が生じた場合の問題について、集まった各社が合同して、いわゆる率であるとか、サービス等の横並びを協議した場合はカルテルに疑われると思いますが、そうではなく情報交換しながらお互いに頑張りましょうという話ならカルテルには該当しないのかなという気はします。</p> <p>広島市は百十数万の人口ですが、市場から、野菜、果実、魚を、150万人分くらい供給していただいております。全国的に市場の取扱数量が減少する中、金額的には単価の下落もあり厳しい状況ではありますが、これだけの数量を確保していただいているのは、卸売業者各社の日々のご努力のおかげと思っております。将来、率が変わってきた場合にどうなるのか我々もどこまで予想していいものなのか、また、卸さんがどの様に考えておられるのか、常に情報交換はさせていただいておりますが、これからこうしようと明確なものは、まだ見えてこないところでございます。</p>
西村会長	<p>西岡副会長、よろしいですか。</p> <p>それでは、流通の分野から矢野委員、何かございましたらお願い致します。</p>
矢野委員	<p>先程、山本委員から料率の基準のお話が出ておりましたが、東京都では届出をする際に事前計画を提出させ、卸売業者さんの経営状況と見合わせ、開設者が確認した上で届出を認めるというお話を聞いたのですが、広島市では事前の計画の提出を卸売業者さんに求めないという理解でいいのでしょうか。</p>
開設者 (香川市場総括 担当課長)	<p>東京都は、実績と計画を提出するようになっておりますが、実績に関しては事業報告書により毎年国に報告する義務がありまして、それは開設者を經由して報告しておりますので、既に私どもは毎年頂いております。それを再度提出となりますと、卸売</p>

	<p>業者さんの負担にもなりますので、実績は求めないということにしております。変更する場合は、計画だけを提出していただく予定です。</p> <p>例えば東京が委託手数料を上げたとして、それでも全国の3分の1の荷を占めておりますので東京には荷が集まると思いますが、広島市場が上げた場合にどのくらい荷が来なくなるのか、下げて荷が集まりすぎて値が付かなくなるのではないかと、その辺りの変動が東京以上に想定がつかないところです。東京は東京だけでいいでしょうが、我々は東京、大阪、福岡の動向がどう動くのかで、どこに合わせるのか非常に難しいところがあります。広島だけが先頭を引っ張るとするのは難しいと思いますので、卸さんとも何度も協議させていただいた中で、行政としては、できるだけ動き易い、東京のような規制はかけないという方向で考えております。</p>
西村会長	<p>矢野委員、よろしいですか。</p> <p>それでは、和田委員、花きの方から何かないですか。</p>
和田委員	<p>花きの卸の取組状況について簡単に報告致します。</p> <p>水産、青果と違いまして、中央卸売市場においても規模が一番小さく、かつ細かく種類も多いということで、よく言われるのが花きの手数料が高いということですが、当社も以前は地方卸売市場でしておりまして、その時は10%という手数料でしたが、中央卸売市場に入場した際に法に合わせ現在の9.5%になり、これまでは、定められた手数料の中で何とか経営をしてきたというのが実情です。</p> <p>花きの場合、中央卸売市場に入場しているところが全国でも少なく、多くは地方卸売市場、第三セクターの市場の中に入っているというのもありまして、それらはほとんどが10%の手数料で営業させていただいております。花きにおいても、卸売市場の集まりがあるわけですが、その中でいくらの手数料が適正なのか各市場の実情を持ち寄って研究はしてみたところでございますが、先程、西村会長からも話がありましたように、最後に利益として0.2%とか残るところはまだいいのですが、大変経営が厳しい市場も多く、また、規模も100億200億というところから何億という地方の地元密着の市場もありますので、どの規模の市場を基準にするか等問題もあるわけですが、一応30億前後の市場を基準にしようと思強会で話し合ったところです。その中で、中央は9.5%、地方であれば10%でやってきたという現実がありますので、現状としてはこの率でしていかざるを得ない、それより一歩進んだことをするのであれば各企業の努力があって初めてできるものという状況です。花きの場合も、東京の状況を横目で見ながらという感じで、東京が変わらないのであれば、地方都市の市場もそのままのかなという方向で動いているのが現状でございます。</p>
西村会長	<p>それでは、他に何かご意見はございませんか。山本委員よろしいですか。</p>
山本委員	<p>東京の場合、取扱量が相当ありますからある程度の手数料でもできるでしょうが、地方都市の市場が東京に右に倣えで果たして経営が成り立つのだろうか、私は生産者なのでそんな心配をする必要もないのかもしれませんが、卸さんの立場になると、東京に</p>

	<p>倅って手数料を動かすと卸さんは大変なのではと思いますし、かといって手数料を上げれば今度は生産者の方から不平不満がでるでしょうし、先行き難しい問題が出てくるのではないかなと。公平な率をどこにするのかということになると、皆の合意を得るのは難しいのではないかと感じた次第でございます。</p>
西村会長	<p>奥村委員、何かご意見等ございますか。</p>
奥村委員	<p>特にございません。</p>
西村会長	<p>他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、今回諮問された「委託手数料の弾力化等に係る広島市中央卸売市場業務条例等の一部改正について」は、適当と認めてよいでしょうか。</p> <p>ご異議がなければ、拍手をお願い致します。</p> <p>(一同、拍手)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、「委託手数料の弾力化に係る広島市中央卸売市場業務条例等の一部改正について」は、当協議会として諮問案どおり認めることと致します。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。これ以外に、委員の皆様から、せっかくの機会でございますので何か審議を希望される事柄やご意見等はございませんか。</p> <p>まだ若干時間もございますので、学識経験者の委員の方から、市場に要望すること等でも構いませんので何かございませんか。</p>
飯山委員	<p>消費者として、この広島市の中央卸売市場を経てスーパー等に並ぶ商品につきましては、「市場を通ってきた物は大丈夫。安全安心である。」と消費者が思えるような市場の役割を果たしていただきたいと思います。</p>
西村会長	<p>川本委員、何かございますか。</p>
川本委員	<p>先月、東京であった全青連（全国青果物商業協同組合連合会）の会議の中で、東京都では、中央卸売市場で扱う商品に関しては、全部とは言いませんが安心であるというお墨付きをいただいたという話でした。東京都の場合ですと農薬等の抜き打ち検査を実施しており、農協においても佐賀県とか宮崎県とかは農薬検査を実施していることが評価されたことによります。</p> <p>最近、エンドウとかギョウザがよく問題になっておりますが、実際調べてないにも関わらず調べたことにして商品売っている状況があるわけです。これらを考えると、中央卸売市場を通っている商品がより安全であると、この度東京都の売買参加者組合の方でも出したのですから、広島でもより検討しまして、地域女性団体や消費者協会にもお知らせしたいと思っております。</p> <p>今まで我々は、PR方法を知らなかったというのもあって、中央卸売市場の商品が</p>

藤本委員	<p>より安全であるというPRをしておらず後手にまわっておりましたが、これからは中央卸売市場を通った商品はより安全であるとしっかりPRしていきたいと思っております。</p> <p>水産物を扱う我々も、日々、卸売業者、仲卸業者のご指導もいただきながら、消費者の皆様に安全な商品をお届けするように努力しております。</p> <p>また、この場を借りて行政にお礼を申したいのですが、今まで駐車場に荷を運ぶ際に荷崩れして地面に落とすということが多々あり衛生的にも良くない面がありましたが、駐車場の舗装修繕をしていただいたことで、これらの問題が解決できました。ありがとうございました。</p> <p>我々組合員も、日々、市場のゴミ拾いを実施する等、市場の衛生管理に努めており、今後も皆様に安全安心な水産物を提供できるよう心がけていきますので、よろしくお願い致します。</p>
西村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、矢野委員、流通構造の変革期にある今、卸売市場として果たすべき役割や力を入れたいこと等、矢野委員の研究分野からご意見がありましたらお願い致します。</p>
矢野委員	<p>最近、消費者のインタビュー調査等をしておりまして、国産に対する回帰が高まっているような気がします。</p> <p>ただ、国産品を求める消費者がどこで求めるかとなると、やはりスーパーマーケット等になるのですが、スーパーマーケットで国産品を選ぶ時に横に価格の安い外国産が並んで置いてあると、大変迷うそうです。できるだけ国産品、できるだけ地元、なおかつ安くとなると、スーパーマーケット等の小売業者で売られる中で、一つは小売レベルでのロットを小さくして価格を抑えること、あと、最近よく話しに出てくるのが、規格外品の棚を設けられている小売業者もおられ、その辺で消費者の需要とマッチするところがあるのかなど。そういった、従来の市場の規格ではない規格での流通があり、産地と市場と小売業者と消費者を繋ぐことができないかと今考えているところです。</p>
西村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>西岡副会長、今の話にも出ましたが、地産地消等について何かございますか。</p>
西岡副会長	<p>生産者からしますと、今、本当に資材が高騰しております。ご存じのように、肥料が40%から60%上がっております。しかし、一方では矢野委員が言われたように、消費者からは安い物を求められる。いわゆる資材はインフレ、農産物の価格はデフレ、そのギャップの中で生産者は悲鳴を上げているのが今の状況でございます。したがって、先程の手数料等は低ければ低いほど良いわけですが、そうしますと市場の卸さんの経営が厳しくなる、また、低くすれば荷が集まり過ぎて値が下がるということもあ</p>

	<p>り、どちらが良いのか大変難しい局面にきていると強く思っております。生産者として今取り組んでいることは、もう一度原点に返り土作りから見直していこう、できるだけ単収量のアップを図りながら所得を維持向上していこうという思いでありますし、先程、飯山委員からありました件につきましても、我々出荷団体も、全てではありませんが農薬検査等や生産履歴の収集を実施しております。これらを生産者に指導しながら、消費者の皆様喜んでいただける物をお届けしたいと考えております。</p> <p>市場というところは大変な機能を有していると私は認識しておりますし、もっともっと市場を活性化できるように県内産の産地を拡大していきたい。そのためにも、西村会長、奥村委員等、市場の卸売業者さんとも定期的に話をさせていただいており、タッグを組んで県内の産地振興に取り組んでいきたいという思いでありますので、よろしくお願い致します。</p>
西村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、矢田副会長、消費者の立場からご意見をお願い致します。</p>
矢田副会長	<p>生産者の方々、卸売業者の方々がいる苦衷されていることがよく分かりました。西岡副会長から生産者側の「資材のインフレ、価格のデフレ」にあってどういう物作りをしていくかお話がありましたが、消費者もとにかく安い物を作ってくださいと言うのではなく、安全安心な物を食べられるためにはどれくらいの価格が妥当なのかということ、生産者、市場の卸売業者の方々にご指導いただけないものかと感じました。</p>
西村会長	<p>貴重なご意見をありがとうございました。川本委員。</p>
川本委員	<p>小売業者として言わせていただきたいのですが、今の小売業界の構造として、量販店が売れ筋の規格の商品ばかり品揃えし、量販店が扱わない売れ筋の規格以外の商品を町の八百屋、魚屋が扱っているのが実情です。確かに量販店は、種類、品揃えとも豊富で、買う楽しみもあり、またワンストップショップとしてとても便利です。ただ、何か買い忘れた、あるいはちょっとした買い足しの時は近所の八百屋さん等に行かれると思います。魚の刺身や肉にしても、目の前で作ってくれるのが一番鮮度が良いのです。これから高齢化してくると、遠くの量販店まで買いに行くことも難しくなります。その時に、町の小売店が無くなっていて困るのは消費者の皆様自身だと思います。町の八百屋や魚屋が量販店より値段が高いというイメージがあるかもしれませんが、決して高くはありません、逆に安い物もありますので、消費者の皆様には、我々町の小売店にも、もっと目を向けていただきますようお願い致します。</p>
西村会長	<p>貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、皆様からいろいろご意見も出ましたが、そろそろ時間の方がきましたので、最後に開設者の方からお願い致します。</p>

<p>開設者 (重藤経済局長)</p>	<p>委員の皆様には、大変貴重なご意見、熱心なご議論いただきましてありがとうございます。今後とも、引き続きご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。お礼の言葉に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。</p>
<p>西村会長</p>	<p>それでは、これをもちまして、第48回広島市中央卸売市場開設運営協議会を閉会致します。 皆様、ご協力ありがとうございました。</p>